

1 全体的事項

- (1) 仙台市高速鉄道東西線建設事業（以下「本事業」という。）は、青葉山丘陵地や荒井水田地域及び都心部を含む市街地など広範囲かつ多様な地域に計画路線が位置し、また、事業計画の詳細が未定である部分が見受けられ工事期間も長期にわたることから、本事業の実施に当たっては、工法の選定や工程等工事計画の策定を含め、環境への影響を回避低減するよう実行可能な範囲で最大限の措置を講じるよう求めるべきである。
- (2) 特に当該計画路線の西部に位置する青葉山、広瀬川及び竜の口溪谷等の一帯は、国指定天然記念物及び史跡をはじめ広瀬川の清流を守る条例の環境保全区域や風致地区などに指定されており、本市中心部に近接しながら豊かな自然環境が維持されてきた貴重な地域であることから、周辺の自然との調和と生物生息環境の保全に十分配慮するよう求めるべきである。
- (3) 事後調査については必要に応じ専門家の意見を聴取した上で適切に実施し、事業に伴う環境への影響の把握や環境保全措置の効果を検証するとともに、その後の施工等に確実に反映できる体制を構築するよう求めるべきである。また、予測し得なかった影響が生じるなど環境保全上必要な場合には、保全措置の見直しや新たな措置について検討するよう求めるべきである。
- (4) 評価書作成に当たっては、予測や環境保全措置等についてより具体的に明示するとともに、事業計画の検討の経緯等を含め市民に分かりやすい内容となるように配慮するよう求めるべきである。
- (5) 本事業に隣接して行われる都市計画道路等の他の事業において、工期の重複等による影響が懸念される場合は、引き続き関係機関と調整を行い、環境保全上必要な対策を検討するよう求めるべきである。

2 個別的事項

(大気環境)

- (1) 鉄道の供用による路線周辺の交通事情の変化に伴う大気環境への影響について、動物公園駅における予測及び評価結果を記述するよう求めるべきである。
- (2) 建設機械の稼動による騒音については、駅開削部周辺における中高層住宅の立地状況に応じて、建設機械の稼動位置や高さ方向を考慮した予測及び評価を行うよう求めるべきである。
- (3) 工事用車両の運行による騒音については、工事用車両の運行を予定している道路周辺にお

いて、道路交通騒音が環境基準を超過している地点や要請限度を超過すると予測される地点があることから、工事用車両の分散化の徹底等、より一層道路交通騒音の低減に配慮するよう求めるべきである。

(水環境)

- (1) 工事中の濁水については、濁水処理設備等の濁水対策についてより具体的に記述するよう求めるべきである。また、工事の実施に当っては、環境保全措置の効果及び広瀬川や竜の口沢の状況等について十分な監視を行い、必要に応じて適切な措置を講じるよう求めるべきである。
- (2) 工事に伴う排水を公共下水道へ排出する場合は、排水時間や排水量の調整等について関係機関と調整し、適切な措置を講じるよう求めるべきである。

(土壌環境)

- (1) 当該計画路線の東部は、地下水採取規制地域に位置し地盤沈下が確認されていることから、工事の実施に当っては、最新の知見等を踏まえ工法等の検討を行うとともに、地下水位の監視等の十分な施工管理を行うなど、地盤沈下の防止に十分配慮するよう求めるべきである。
- (2) 開削工事及びトンネル掘削に伴う建設発生土については、土壌調査の実施による土壌汚染の有無を確認するとともに、汚染土壌が確認された場合は適切な措置を講じるよう求めるべきである。

(動物・植物・生態系)

- (1) 動物、植物及び生態系への影響の予測・評価に当っては、選定した重要な種や注目種等について、事業特性及び地域特性を踏まえ、それぞれの種ごとの生活史や環境要求の特性等の科学的知見に基づき検討するとともに、可能な限り具体的に記述するよう求めるべきである。
- (2) 青葉山地区については、オオタカやニホンカモシカ等の重要な動物種が生息していることから、工事による影響を極力小さくするため、当該動物種の重要生息域より遠い方から工事を徐々に開始し近接していくコンディショニングなどの措置について検討するよう求めるべきである。
- (3) 橋梁部及びトンネル坑口における動物の侵入や、鉄道施設等の構造物への野鳥の衝突及び照明による昆虫の誘引などについて、適切な防止対策を講ずるよう求めるべきである。
- (4) 重要な植物群落の選定については、既存文献などにより地域特性を考慮した上で再検討し、予測及び評価を行うよう求めるべきである。

(5) 生態系の注目種・群集の選定については、事業特性・地域特性を踏まえた検討の過程が明らかになるように記述するよう求めるべきである。

(6) 工事中において、新たに重要な動植物が確認された場合は、専門家の意見を聴取し、これらの種の生息・生育環境に対する影響が最小限となるよう、適切な環境保全対策を講じるよう求めるべきである。

(景 観)

(1) 広瀬川橋梁周辺における眺望景観の予測については、現況との整合がより図れるように修正するよう求めるべきである。また、広瀬川橋梁の具体的なデザインや色彩等については、地域景観への影響に十分配慮するため、市民の意見を聴きながら検討を行うよう求めるべきである。

(2) 青葉通ケヤキ街路樹や西公園の景観については、青葉通や西公園の整備計画等が検討されていることから関係機関と調整を行い、調査、予測及び評価について検討するよう求めるべきである。

(廃棄物等)

(1) 工事に伴う建設発生土については、他の事業への再利用について受入れ量を含め可能な限り具体的に記述するとともに、再利用の促進を図るため、関係機関との調整を十分に行うよう求めるべきである。